

平成27年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年3月2日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	20番 稲岡正一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

7番 吉田 稔	8番 森本節弘
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 黒石康夫
政策監 藤井正助	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 川井剛	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	庁舎建設局長 出口芳博
教育次長 吉田一夫	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三木利彦	健康福祉部次長 高島輝人
産業経済部次長 妹尾明	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 七條和子	土成支所長 新見正美
阿波支所長 宮本哲男	会計管理者 坂東重夫
財政課長 石川久	水道課長 大川広幸
農業委員会局長 高橋弘一	監査事務局長 秋山雅彦

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 姫 田 均

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 1 号 平成 26 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）について

日程第 5 議案第 2 号 平成 26 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）について

日程第 6 議案第 3 号 平成 26 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 7 議案第 4 号 平成 26 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 8 議案第 5 号 平成 27 年度阿波市一般会計予算について

日程第 9 議案第 6 号 平成 27 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 10 議案第 7 号 平成 27 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 11 議案第 8 号 平成 27 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 12 議案第 9 号 平成 27 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 13 議案第 10 号 平成 27 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 14 議案第 11 号 平成 27 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 15 議案第 12 号 平成 27 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第 16 議案第 13 号 平成 27 年度阿波市水道事業会計予算について

日程第 17 議案第 14 号 阿波市職員定数条例の一部改正について

日程第 18 議案第 15 号 阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第 19 議案第 16 号 阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

日程第 20 議案第 17 号 阿波市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定

に関する条例の制定について

- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 阿波市行政手続条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 阿波市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 子ども・子育て関連 3 法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 阿波市災害危険区域に関する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 阿波市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 阿波市いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について

日程第 38 議案第 35 号 阿波市道路線の認定について

日程第 39 議案第 36 号 阿波市道路線の変更について

日程第 40 報告第 1 号 債権の放棄について

日程第 41 請願第 1 号 公共施設等への L P ガス設備の導入に関する請願

午前10時00分 開会

○議長（木村松雄君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成27年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長関係会議の概要をご報告申し上げます。

去る2月18日、東京都都市センターホテルにおいて全国市議会議長会第140回地方行政委員会が開催され、出席いたしました。委員会では、消防庁総務課の野村課長による消防行政の現状と課題について講演があり、その後平成26年度委員会要望結果や次年度への委員会申し送り事項などを協議いたしました。

また、翌日には、江澤副議長とともに県選出国會議員全員に、南海トラフ巨大地震等に対する後方支援としての位置付けの要望活動を行いました。

次に、組合議会関係についてご報告申し上げます。

昨年12月25日に、徳島中央広域連合議会定例会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

次に、各種会合についてご報告申し上げます。

本年1月2日に平成27年阿波市成人式、3日に徳島駅伝阿波市選手団出陣式及び4日から6日までの3日間、市長、教育長とともに応援に参りました。6日には解団式もあり、出席いたしました。同じく6日には徳島中央広域連合消防出初め式もあり、出席しております。11日には阿波市消防団出初め式、17日には阿波市文化協会10周年記念文化祭、23日には阿波市商工会新年祝賀会、27日には土成老人クラブ新年互礼会、31日には市内土地改良区新年互礼会に出席いたしました。

その他といたしましては、2月3日に徳島グランヴィリオホテルにおいて徳島県市町村トップセミナー、11日には板野町施行60周年記念式典、13日には阿波市議員研修会、20日には一条幼保連携施設新築工事落成記念式典があり、出席しております。

以上の件の詳細については、議会事務局に關係書類を保管していますので、ご高覧ください。

次に、監査委員から、平成26年11月、12月、平成27年1月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されております。關係書類を議会事務局に保管し

ていますので、ご高覧ください。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（木村松雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番吉田稔君、8番森本節弘君の両名を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（木村松雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月23日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

原田議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。

議長より指名がございましたので、議会運営委員会の協議の結果についてご報告を申し上げます。

平成27年第1回阿波市議会定例会の運営協議のため、2月23日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、政策監、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日3月2日から3月24日までの23日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付してあります日割り表のとおり、本日は行政報告、提出議案の説明の後、議案第1号平成26年度阿波市一般会計補正予算についての先議を予定いたしております。

3月10日の本会議は午前10時に開会いたしまして代表質問、一般質問を予定しており、11日も午前10時から開会し一般質問、12日も午前10時から開会し一般質問、

その後、議案に対する質疑、各委員会へ付託を予定いたしております。

次に、3月16日午前9時から総務常任委員会、3月19日午前9時から産業建設常任委員会、3月20日は午前9時から文教厚生常任委員会を予定いたしております。

次に、3月24日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定いたしております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締め切りは、明日3月3日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告いたします。

○議長（木村松雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から3月24日までの23日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から3月24日までの23日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（木村松雄君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

本日は、平成27年第1回阿波市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろは市行政全般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜りまして、心から厚くお礼申し上げます。

さて、今議会は、新庁舎完成後の新しい議場における初議会となり、少し緊張しておりますが、議員各位のご協力をいただき、車の両輪のごとく、市民のための市政運営を議会とともに推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、市政の重要課題等についてご報告申し上げます。

まず最初に、去る12月20日、山口特命担当大臣、飯泉知事を初め、多数のご来賓のご臨席をいただくとともに、市民の皆様約600人の出席のもと、阿波市新庁舎及びアエルの総合落成式及び阿波市市制施行10周年記念式典を開催いたしました。

当日は、阿波市表彰、感謝状の授与を行うとともに、内覧会、餅投げ、阿波マルシェ、たらいうどん、子ども餅つきなどを開催し、雨模様の中でありましたが、約3,000人にのぼる多くの皆様がお祝いに駆けつけてくださり、成功裏に終えることができました。これも、議員各位並びに職員やボランティアの皆様のおかげであり、ここに厚くお礼申し上げます。

その後、年末年始の間、旧庁舎から新庁舎への引っ越し作業を行い、1月1日に開庁式を挙行し、1月5日より業務を開始いたしております。

新庁舎につきましては、1階にフロアマネジャーを配置するなど、来庁された方がスムーズに用務を済ますことができますよう、市職員を挙げて取り組んでいるところであります。新しい庁舎にふさわしい、市民目線に立った市民サービスが提供できますよう、職員一同全力で努めてまいり所存でありますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

アエルワにおいては、1月2日に平成27年阿波市成人式を、将来の阿波市を担う新成人300名余りの出席のもと、厳粛に開催したところであります。参加された新成人に対しましては、未来の阿波市の発展に向け大きな期待を寄せたところであります。

次に、1月11日にアエルワにおいて阿波市消防出初め式を開催いたしました。当日は、多数のご来賓のご臨席をいただき、消防車両の観閲を行うとともに、阿波市消防団員約380名の一糸乱れぬ行動を拝見し、改めて市民の生命と財産を守り抜く決意を新たにされたところであります。

1月17日、18日には、阿波市文化協会による阿波市文化祭がアエルワにおいて市内外から多くの参加者により開催されました。文化の祭典として、舞踊、詩吟、カラオケ、また女優の麻木久仁子さんを招いての人権講演会などを開催し、アエルワにおいて楽しいひとときを過ごしていただきました。今後におきましても、文化の発信拠点として大いに活用していきたいと考えております。

次に、2月7日市制施行10周年記念事業として、阿波市土成町出身の三木孝浩監督の最新映画「くちびるに歌を」の特別試写会を、市民はじめ約650名が出席のもと、アエルワにおいて開催いたしました。上映後には、地元4中学校の生徒と映画の出演者が、ピアノ演奏に合わせて主題歌を合唱し、多くの市民に感動を与えることができたものと考えております。

次に、御所小学校区自主防災組織連合会の設立についてであります。



去る2月7日に、土成歴史館におきまして御所小学校区自主防災組織設立大会が開催されました。土成町におきましては、4町で唯一全ての自治会で自主防災組織が結成されるなど、熱心な取り組みをしていただいているところでもあります。大規模災害時においては、公助には限界があり、市民みずからの自助を基本に、市民相互による共助の救助活動が必要不可欠であります。阿波市においては、林小学校区に次ぐ2番目の設立となっており、今後におきましては、地域防災力の強化に向け、市内全ての小学校区での設立に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、一条地区幼保連携施設整備事業についてであります。

阿波市の未来を担う子どもたちの教育、保育並びに保護者の方々の多様なニーズに対応するため、子育て支援を総合的に提供できる機能を備える施設として、一条地区幼保連携施設の整備を進めてまいりましたが、去る2月20日に無事完成し、多くの関係者が出席のもと、落成式を挙行了したところであります。平成27年4月からは、土成、八幡地区幼保連携施設と合わせ、3施設を幼保連携型認定こども園として開設し、子どもたちの笑顔の花咲くまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市制施行10周年記念事業として行われました上方演芸会公開収録についてであります。

去る2月27日に、アエルワにおきまして4組の上方漫才師による公開ラジオ収録が、市民初め約650人の参加により行われました。市内外から多くの方にご来場いただき、笑いの中にひとときの安らぎを感じていただいたところでもあります。今後におきましても、市民の方々がアエルワで楽しいひとときを分かち合えるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、昨日開催いたしました阿波シティマラソンについてであります。

市制施行10周年記念事業として、新しく日本陸上競技連盟公認コースによるハーフマラソンとして、日本を代表するランナーの福士加代子選手、ワーコル所属ではありますが、ご招待し、広域農道を利用したアップダウンの激しい難コースで開催いたしました。

当日は、市内外から1,000人を超える多くの方に参加していただき、ウォーキングや阿波踊り、地元農産物の展示販売、たらいうどんなどなど、阿波市の誇りであるお接待の気持ちを体感していただいたところでもあります。

次に、土成小学校放課後児童クラブ施設整備事業についてであります。

昨年から進めておりました土成小学校放課後児童クラブ施設新築工事につきましては計

画どおり進んでおり、3月15日に落成式を予定しているところであります。この施設につきましては、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場として児童の健全な育成を図ることとしております。今後におきましても、市内の小学校区に準じて施設の整備を順次進めることとしておりますので、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

次に、関係行政機関への要望等についてご報告いたします。

去る1月26日、四国地方整備局において、四国防災トップセミナーが開催され、大規模災害への備えについて、これまでの台風による被害、今後予想される大規模災害への対応についての講演等があり、阿波市における災害に強いまちづくりの参考とさせていただいたところであります。

次に、全国市長会理事・評議員会議についてであります。

去る1月28日に、全国都市会館におきまして地方創生に係る協議が開催されました。総務省事務次官の講演を受け、人口減少問題、子育て支援等について説明を受けたところでありますが、全国的な問題であることから、国、県、市町村の連携強化について、また国の役割を明確にするよう強く要望したところであります。

次に、全国伝統地名、旧国名であります。9市1町災害時相互支援協定防災サミットについてであります。

去る1月29日に、和泉市において全国伝統地名第1回の防災サミットが開催され、各地域での災害に対する事例発表や近い将来発生が予想されている大規模災害発生時における相互支援協定について、継続協議を行うことを決定したところであります。また、平成27年度におきましては、阿波市において第2回防災サミットを開催し、協議を深めることとしております。

次に、徳島県豪雨災害時避難行動検討会議についてであります。

去る2月24日に、県庁におきまして第2回の徳島県豪雨災害時避難行動検討会議が開催され、県南部で甚大な浸水被害が発生したことを踏まえ、県豪雨災害時避難行動促進指針について協議が行われました。この指針を参考に、県内全市町村が地域の実情に応じた避難勧告などの判断・伝達マニュアルづくりを進めることとしております。

最後になりますが、本日午後に板野西部学校給食組合議会が開催され、解散についての最終協議が予定されております。西部学校給食組合議会の協議内容につきましては、今議会中にご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、概略を申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

~~~~~

**日程第4 議案第1号 議案第1号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第6号）  
について**

○議長（木村松雄君） 次に、日程第4、議案第1号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案しております議案について先議をお願いしたので、提案理由の説明を申し上げます。

提案しております議案第1号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第6号）については、追加補正予算額4億1,570万円であります。主なものとしては、JA阿波町農協の建設する品質保持低温管理機能を備えた集荷施設の整備に対する強い農業づくり交付金事業補助金として2億3,850万円、また多子世帯の子育て支援策としての子育て応援券、移住定住促進策として空き家相談員の配置、リフォーム事業等の地域消費喚起や地方創生関連予算として1億6,145万円などを計上しております。

以上、本日先議をお願いいたします議案についての提案理由を説明申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、担当部長等より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

ただいまの議案について補足説明を求めます。

町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第1号について補足説明をさせていただきます。

議案第1号平成26年度阿波市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億7,640万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

今回の補正の予算の内容につきましては、本年2月3日に成立しました国の平成26年度補正予算（第1号）、その趣旨は地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に係るものが主なものとなっております。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費についてであります。

今回の補正では、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業のうち、1年間限りの地域消費喚起・生活支援型が3款民生費、児童福祉費と7款商工費で9,614万2,000円、平成27年度以降5年間を見据えた地方創生先行型が6,530万8,000円、また強い農業づくり交付金事業2億3,850万円など、計3億9,995万円について繰越明許費をお願いするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

まず、歳入についてですが、10款地方交付税が2,150万5,000円の追加で70億5,548万9,000円に、14款国庫支出金が1億3,994万5,000円の追加で27億76万3,000円に、15款県支出金が2億5,425万円の追加で13億7,313万2,000円などとなっております。補正額の合計は4億1,570万円の追加で、補正後の歳入合計額は220億7,640万円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳出についてであります。

2款総務費が2,920万6,000円の追加で52億6,174万2,000円に、3款民生費が7,819万6,000円の追加で67億3,482万8,000円に、6款農林水産業費が2億6,847万7,000円の追加で8億4,095万3,000円に、7款商工費が1,750万円の追加で1億9,153万3,000円に、10款教育費が2,162万2,000円の追加で20億6,532万4,000円になっており、補正額の合計は4億1,570万円の追加で、補正後の歳出合計額は220億7,640万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明をさせていただきます。

10、11ページをお願いいたします。

最初に、歳入についてであります。

10款1項1目の地方交付税が2,150万5,000円の追加となっております。これについては、普通交付税となっております。

14款2項2目の総務費国庫補助金は1億3,994万5,000円の追加となっており、地域住民生活等緊急支援のための交付金となっております。

15款2項6目の農林水産業費県補助金は2億5,425万円の追加となっており、その内訳は、新規就農総合支援事業補助金1,575万円、強い農業づくり交付金事業補助金2億3,850万円であります。

次に、歳出についてです。

なお、歳出についての人件費の構成については、説明を割愛させていただきます。

12、13ページをお願いします。

2款1項6目企画費が2,945万9,000円の追加となっております。これについては、地方創生先行型交付金事業で、主なものは平成31年度までの地方版総合戦略策定業務委託料848万9,000円、定住促進リフォーム補助金1,200万円などとなっております。

次に14、15ページをお願いします。

下ほどの3款3項1目の児童福祉総務費が7,864万2,000円の追加となっております。これは、地方消費喚起・生活支援交付金事業7,864万2,000円でありま。内容は、阿波市内の中学校以下の子どもを対象に、子育て世帯に子育て応援券、第1子1万円、第2子2万円、第3子以上が3万円を交付する事業であります。

次に、16、17ページをお願いします。

6款1項5目の農業振興費が2億6,847万7,000円の追加となっております。主なものは、JA阿波町農協の建設する品質保持低温管理機能を備えた集出荷施設の整備に対する強い農業づくり交付金事業補助金2億3,850万円でございます。地方創生先行型交付金事業1,422万7,000円で、主なものは物産品の認証PR事業委託料1,188万円となっております。

7款1項1目商工振興費では、1,750万円の追加であります。内容につきましては、地域消費喚起・生活支援交付金事業として、徳島県と連携した2割プレミアム商品券

を発行するものでございます。

18、19ページをお願いします。

10款1項2目の事務局費が2,162万2,000円の追加となっております。事業内容としましては、地方創生先行型交付金事業として市内の小・中学校の学力向上推進を図るため講師派遣を実施するものでございます。

以上、議案第1号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

これより議案第1号について質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 2号 平成26年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

日程第 6 議案第 3号 平成26年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 7 議案第 4号 平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3

号) について

- 日程第 8 議案第 5号 平成27年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 9 議案第 6号 平成27年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第10 議案第 7号 平成27年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第 8号 平成27年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第 9号 平成27年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 平成27年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第11号 平成27年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第12号 平成27年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第13号 平成27年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第14号 阿波市職員定数条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 阿波市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 阿波市行政手続条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 阿波市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第22号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 26 議案第 23 号 阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 27 議案第 24 号 阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 28 議案第 25 号 阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 29 議案第 26 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について
- 日程第 30 議案第 27 号 子ども・子育て関連 3 法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 28 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 29 号 阿波市災害危険区域に関する条例の制定について
- 日程第 33 議案第 30 号 阿波市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について
- 日程第 34 議案第 31 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 35 議案第 32 号 阿波市いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第 36 議案第 33 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 37 議案第 34 号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について
- 日程第 38 議案第 35 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 39 議案第 36 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 40 報告第 1 号 債権の放棄について

○議長（木村松雄君） 次に、日程第 5、議案第 2 号平成 26 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）についてから日程第 40、報告第 1 号債権の放棄についてまでの計 36 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案しております議案について、提案理由の説明を申し上げます。



提案しております議案は、予算案件12件、条例案件20件、その他案件3件、報告案件1件の計36件についてお願いするものであります。

最初に、議案第2号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第7号）については、追加補正予算額6億3,770万円であります。

次に、議案第3号平成26年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、追加補正予算額3,200万円であります。

次に、議案第4号平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、減額補正予算額3,034万7,000円であります。

次に、議案第5号平成27年度阿波市一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を175億3,400万円とするものであります。主なものとしては、市制施行10周年記念事業としてとくしま記念オーケストラによるクラシックコンサート、また市民みずから提案し実施する市民提案事業を実施いたします。また、4月から開設します幼保連携型認定こども園運営経費、新制度によりスタートする保育所及び幼稚園の運営についても、保護者のニーズに合った保育や教育を行うこととしております。阿波市の基幹産業である農業振興につきましては、地産地消プロジェクトを推進することにしており、インフラ整備についても東条団地の整備事業、地方道路整備事業等、積極的に事業を展開していくこととしております。これまで、市内小・中学校の耐震化、大規模改修を進めてきましたが、さらに教育環境の均衡を図るため、市場中学校体育館の改築に向け実施設計を行うこととしております。また、市内小・中学校の教育用コンピューターをタブレットパソコンに変更し、ICTを活用した、よりきめ細かな授業を行うことにより、学力向上を図ります。

次に、議案第6号平成27年度阿波市御所財産区特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を1,651万9,000円とするものであります。

次に、議案第7号平成27年度阿波市国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を55億2,020万7,000円とするものであります。

次に、議案第8号平成27年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を4億4,096万3,000円とするものであります。

次に、議案第9号平成27年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を1億2,769万円とするものであります。

次に、議案第10号平成27年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を372万9,000円とするものであります。

次に、議案第11号平成27年度阿波市介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を43億562万3,000円とするものであります。

次に、議案第12号平成27年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を300万4,000円とするものであります。

次に、議案第13号平成27年度阿波市水道事業会計予算については、収益的収入6億7,094万7,000円、収益的支出6億6,892万4,000円、資本的収入3億436万3,000円、資本的支出5億2,750万円とするものであります。

次に、議案第14号阿波市職員定数条例の一部改正については、職員構成の適正な職員数を確保するため改正を行うものであります。

次に、議案第15号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について及び議案第16号阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、昨年8月の人事院勧告を踏まえた一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことにより改正するものであります。

次に、議案第17号阿波市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定については、国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令の一部が改正され、早期退職者の募集及び認定の制度が導入されたことにより制定するものであります。

次に、議案第18号阿波市行政手続条例の一部改正については、行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことにより改正を行うものであります。

次に、議案第19号阿波市介護保険条例の一部改正については、介護保険法第129条及び介護保険法施行令第38条の規定より改正するものであります。

次に、議案第20号阿波市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定については、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行により制定するものであります。

次に、議案第21号阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第22号阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことにより改正するものであり

ます。

次に、議案第 23 号阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について及び議案第 24 号阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い制定するものであります。

次に、議案第 25 号阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正については、介護保険法の一部改正に伴い関係条例の条項の繰り下げの改正を行うものであります。

次に、議案第 26 号阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の制定については、平成 27 年度から市内 3カ所を先駆的に幼保連携型認定こども園として開園するため制定するものであります。

次に、議案第 27 号子ども・子育て関連 3 法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、平成 27 年 4 月 1 日に公布とされている子ども・子育て関連 3 法に基づき制定するものであります。

次に、議案第 28 号阿波市手数料徴収条例の一部改正については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が施行されるため改正するものであります。

次に、議案第 29 号阿波市災害危険区域に関する条例の制定については、県河川の九栗谷川から日開谷川の区間において築堤等で防備を計画する際に、土地の利用規制を行うなどを行うことで地域住民の安全・安心な暮らしを守る区間と位置づけ、建築基準法第 39 条の規定により、災害危険区域の指定を行うものであります。

次に、議案第 30 号阿波市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正については、子ども・子育て関連 3 法の施行及び幼保連携型認定こども園の開設により全部改正するものであります。

次に、議案第 31 号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、文部科学省中央教育審議会特別委員会において報告された内容により、名称の一部を改正するものであります。

次に、議案第 32 号阿波市いじめ防止対策推進条例の制定については、いじめ防止対策推進法の規定により制定するものであります。

次に、議案第 33 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律の一部を改正する法律の施行により制定するものであります。

次に、議案第34号あわ北「新市まちづくり計画」の変更については、合併特例債を発行できる期間が5年間延長されたことにより変更するものであります。

次に、議案第35号阿波市道路線の認定について及び議案第36号阿波市道路線の変更については、阿波市道の新設改良また起終点の変更によるものであります。

次に、報告第1号債権の放棄については、阿波市債権管理条例第17条第3項の規定により報告するものであります。

全ての議案につきましては、市民生活に関連する重要案件でありますので、十分ご審議いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

(20番 稲岡正一君 退席 午前10時52分)

○議長（木村松雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第2号について補足説明をさせていただきます。

議案第2号平成26年度阿波市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億1,410万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

今回の補正予算については、不用額の調整や基金への積み立てが主なものとなっております。

次に、5ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正についてであります。今回の補正では、地方道整備事業、地域住宅支援事業などの11事業、計7億7,831万8,000円について繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に、6ページをお願いします。

第3表の債務負担行為補正についてであります。今回追加をお願いするのは、小・中学校のICT機器のリース料であり、期間は平成27年度から平成33年度までの7年間で、限度額は2億5,115万3,000円となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

第4表地方債補正についてであります。今回変更をお願いするのは、庁舎等施設整備事業債など4件で、合わせて補正前の限度額が25億8,010万円、補正後の限度額は2億4,670万円で、3億3,340万円の減額となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

まず最初に、歳入についてであります。

10款地方交付税が9億684万4,000円の追加で79億6,233万3,000円に、14款国庫支出金が1億8,740万5,000円の減額で25億1,335万8,000円に、21款市債が3億3,340万円の減額で35億6,860万円などとなり、補正額の合計は6億3,770万円の追加で、補正後の歳入合計額は227億1,410万円となっております。

次に、10、11ページをお願いします。

歳出につきましては、2款総務費が2億5,460万1,000円の減額で50億714万1,000円に、3款民生費が8,456万1,000円の減額で66億5,026万7,000円に、8款土木費が1億8,042万円の減額で17億3,626万4,000円に、10款教育費が2,700万6,000円の追加で20億9,233万円に、13款諸支出金が11億8,829万9,000円の追加で14億4,535万9,000円などとなり、補正額の合計は6億3,770万円の追加で、補正後の歳出合計額は227億1,410万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明をさせていただきます。

12、13ページをお願いします。

最初に、歳入についてです。

10款1項1目の地方交付税が9億684万4,000円の追加となっておりますが、これにつきましては、普通交付税であります。

次に、14、15ページをお願いします。

14款1項3目の民生費国庫負担金が4,771万8,000円の減額となっております。これについては、4節生活保護費負担金3,000万円の減額が主なものです。

下ほどの14款2項8目土木費国庫補助金が6,980万7,000円の減額となっておりますが、この要因も、東条住宅に係る防災安全社会資本整備交付金の減額でございます。

次に、16、17ページをお願いします。

下ほどの15款2項4目衛生費県補助金が3,295万5,000円の追加となっております。主なものは、学校教育施設に係る公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金4,200万円の追加であります。

次に、20ページ、21ページをお願いします。

18款1項の基金繰入金金が4,500万円の減額となっております。このうち5目地域福祉基金繰入金金が5,300万円の減額、10目市庁舎建設基金繰入金金が1,500万円の追加などとなっております。

その下、21款1項の追加などとなっております。

その下、21款21項の市債が3億3,340万円の減額となっております。これの主なものとしては、2目総務債の庁舎等施設整備事業債が2億4,000万円の減額、また22ページ、23ページにまたがりませんが、8目土木債のうち2節の公営住宅債が8,870万円の減額となっております。

次に、歳出についてであります。

24、25ページをお願いします。

2款1項14目庁舎建設費が2億980万円の減額となっております。これにつきましては、工事費等の減額でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

3款民生費については、1項1目の社会福祉総務費が2,157万1,000円の追加

となっています。このうち、国民健康保険事業特別会計繰出金が2,203万3,000円の追加となっております。

次に、40、41ページをお願いします。

8款4項1目住宅管理費が1億5,556万3,000円の減額となっております。主な要因は、地域住宅支援事業、東条住宅の工事請負費の減額1億5,856万3,000円でございます。

下ほどの10款1項2目事務局費が5,823万円の追加となっております。主なものは、市内の3中学校の蓄電池設置等工事請負費5,580万円となっており、平成27年度への繰越事業となります。

次に、44、45ページをお願いします。

13款2項1目の基金費が11億8,829万9,000円の追加となっております。このうち、財政調整基金積立金が5億5,000万円、減債基金積立金が2億1,004万9,000円、教育施設整備基金積立金が1億2,254万円、情報システム施設整備基金積立金が3億円などとなっております。

以上、歳入歳出の主なものについて説明とさせていただきました。

次に、48、49ページをお願いします。

この調書につきましては、6ページの第3表債務負担行為補正の追加について、支出予定額や財源内訳などの詳細を記載をしております。

次に、最終50ページをお願いいたします。

この地方債に関する調書は、6ページの第4表地方債補正の変更に基づき調製したものでございます。最後の右端の列で、当該年度末現在高見込み額についての合計額は231億2,960万5,000円となっております。

以上、議案第2号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 議長の許可をいただきましたので、議案第3号について補足説明させていただきます。

議案第3号平成26年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,200万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,924万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

6、7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入につきましては、3款国庫支出金、4款療養給付費交付金の補正額がそれぞれ4,000万円の減額です。内容としては、国庫支出金は一般被保険者の療養給付諸費への補助金ですが、当初の概算交付が先般の交付申請により高額療養費並びに後期高齢者支援金分の伸び率が少なかったための減額措置でございます。療養給付費交付金は、退職被保険者の療養諸費に対する社会保険診療報酬支払基金より交付されるものですが、これも療養給付費の伸び率が少なかったための減額措置でございます。

7款共同事業交付金の補正額が2,561万2,000円の減額で、内訳として、1件80万円以上の高額な医療費の発生が少なかったため、高額医療費共同事業交付金が1,000万円の減額、また1件30万円以上80万円未満の医療費についても同様に、保険財政共同安定化事業交付金が1,561万2,000円の減額です。

9款繰入金の補正額が2,203万3,000円の増額で、内訳として、保険基盤安定繰入金保険税軽減分で1,496万3,000円、保険基盤安定繰入金保険者支援分で357万5,000円、財政安定化支援事業繰入金として355万5,000円の増額となっています。

10款繰越金の補正額が1億2,567万9,000円の増額。これにつきましては、前年度繰越金です。

補正額の合計額は3,200万円の増額で、補正後の歳入合計額は51億9,924万5,000円となっています。

次に、8ページ、歳出についてです。

2款保険給付費の補正額は3,200万円の増額です。補正後の歳出合計額は51億9,924万5,000円となっています。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） それでは、議長の許可をいただきましたので、議案第4



号について補足説明させていただきます。

議案第4号平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,034万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,597万3,000円とする。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。

歳入歳出の主なものにつきましては、3款国庫支出金補正額673万4,000円の減額、4款支払基金交付金補正額915万7,000円の減額、5款県支出金補正額373万7,000円の減額、8款繰入金1,030万6,000円の減額、以上補正額の合計は3,034万7,000円で、補正後歳入歳出合計は42億9,597万3,000円となっております。

続きまして、8ページをお願いします。

歳出予算の主なものにつきましては、2款保険給付費補正額2,040万円の減額、5款地域支援事業費補正額524万5,000円の減額、補正後歳出合計額42億9,597万3,000円となっております。補正の主な理由としましては、介護サービスの給付費の減によるものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第5号と議案第6号について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第5号についてであります。

議案第5号平成27年度阿波市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ175億3,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

平成27年度の当初予算の予算規模について申し上げますと、歳入歳出予算総額は17億3,400万円となっており、前年と比較いたしますと22億2,300万円の減額、率にして11.3%の減少となっております。大幅な減額の主な要因といたしましては、庁舎等建設事業や給食センター建設事業、幼保連携施設建設事業など、大型事業の完成による事業費の減少でございます。

それでは、6ページをお願いします。

第2表地方債についてであります。地方債については、臨時財政対策債など6件で、限度額の合計は11億9,310万円となっております。このうち、上水道事業一般会計出資債は1億5,000万円、公営住宅債は2億2,870万円などとなっております。起債の方法は証書借入れで、利率は5%以内、償還の方法については、借入先の融通条件によるものです。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてであります。

1款市税が32億2,485万2,000円で、前年度比3,602万3,000円の減、10款地方交付税が65億4,261万5,000円で、前年度比2億7,346万5,000円の増、12款分担金及び負担金が3,500万円で、前年度比1億2,819万円の減、13款使用料及び手数料が5億9,790万7,000円で、前年度比1億1,662万2,000円の増。これにつきましては、制度改正により保育料等が負担金から使用料に振りかえられたのが主な要因でございます。

15款県支出金が11億7,022万円で、前年度比1億3,275万5,000円の増。これにつきましては、多面的機能支払交付金、約1億783万7,000円でございますが、この増加が主な要因となっております。

18款繰入金が12億6,730万1,000円で、前年度比5億1,320万9,000円の減、21款市債が11億9,310万円で、前年度比23億2,800万円の減となっております。繰入金及び市債の減少については、先ほども申しましたが、庁舎等施設整備事業債、給食センター等の完了に伴うものでございます。

歳入合計額は1757億3,400万円で、前年度比22億2,300万円の減少となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

歳出についてであります。

2款総務費が21億3,983万円で、前年度比27億8,318万7,000円の減、4款衛生費が18億5,703万6,000円で、前年度比1億7,049万4,000円の増加、6款農林水産業費が5億6,348万4,000円で、前年度比1億3,140万9,000円の増、8款土木費が14億5,245万6,000円で、前年度比3億433万1,000円の増、10款教育費が15億3,538万9,000円で、前年度比4億5,367万2,000円の減、12款公債費が24億4,558万6,000円で、前年度比3億938万7,000円の増加となっております。

なお、総務費、教育費の減少は新庁舎及び交流防災拠点施設、給食センター建設費用の完了、衛生費の主な増加要因は上水道出資金の増、農林水産業費の増加は多面的機能支払交付金の増加が要因となっております。土木費の主な増加要因は、東条団地建てかえ事業など地域住宅支援事業によるものでございます。公債費の増加は、合併特例債の庁舎等建設事業や給食センター建設事業分等の元金償還が始まったことによる増額となっております。

歳出合計は175億3,400万円で、前年度比22億2,300万円の減少となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明させていただきます。

12、13ページをお願いします。

最初に、歳入についてであります。

1款市税については、2項1目固定資産税が15億9,974万8,000円で、前年度に比べて3,396万8,000円の減少と評価がえに伴う減収を見込んでおります。

次に、18ページ、19ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税については65億4,261万5,000円で、合併特例債

の償還助成の増加を見込んで2億7,346万5,000円の増加としております。

次に、28、29ページをお願いします。

14款国庫支出金については、2項8目土木費国庫補助金が3億7,401万5,000円となっています。これにつきましては、地域住宅支援事業交付金に伴う1億1,803万2,000円の増加となっております。

次に、44、45ページをお願いします。

下ほどの20款4項4目の雑入が2億7,615万円と、前年度に比べて9,854万2,000円増加しております。この主な要因としては、ページが飛ぶんですけど、49ページの教育雑入になりますが、板野郡西部学校給食組合の廃止に伴う小・中学校児童・生徒の給食費1億7,636万8,000円、前年度に比べて8,436万7,000円の増加を見込んでおります。

次に、歳出についてであります。重点事業や新規事業などについて説明させていただきます。

最初に、54、55ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般管理費のうち、細目の16、交流防災拠点施設管理費において、指定管理委託料が5,000万円となっております。

その下、2款1項2目財産管理費のうち、公共施設マネジメント支援業務委託料が428万1,000円となっており、内容につきましては、今年度を実施しております公共施設のマネジメントの調査によって、長期的な視点をもって公共施設の更新、統廃合、長寿命化の総合管理計画を策定します。

次に、58、59ページをお願いします。

2款1項6目企画費のうち、総合計画策定委託料580万円、これにつきましては、第1次阿波市総合計画の期間が平成28年度で終了するため、新たに第2次阿波市総合計画の策定に着手いたします。市制施行記念事業委託料1,564万1,000円は、アエルワホールで本格的なクラシックコンサートをとくしま記念オーケストラを招いて開催するものであります。その下、あわ夢プロジェクト補助金424万円につきましては、今年度に市民の豊かな発想による魅力的なまちづくりなどが期待できる10の事業を決定しましたので、平成27年度には事業開催に向けた補助金を交付いたします。

次に、98、99ページをお願いします。

下ほどの3款3項10目認定こども園費として、4億2,307万3,000円計上し

ております。内訳につきましては、来月1日より保育所と幼稚園の両方の機能を持ち合わせた、就学前の切れ目のない子育てのための幼保連携型認定こども園の開園を八幡、一条、土成中央の3施設でスタートする運営経費でございます。

次に、114、115ページをお願いします。

4款3項1目上水道整備費として1億5,649万7,000円計上しております。主なものは、土成町と阿波町に点在する水道施設監視装置を市場低区水池に集約する事業を水道会計で実施するとともに、継続事業として新市場高区配水池から土成町の送水管整備を行います。それらに対する一般会計からの出資金が1億5,000万円でございます。財源は、合併特例債等を予定しております。

次に、122、123ページをお願いします。

6款2項1目農地総務費のうち、新年度より多面的機能支払交付金を市の一般会計を通じて助成する仕組みとなったため、1億4,093万1,000円を計上しております。

次に、136、137ページをお願いします。

8款2項4目地方道整備事業費のうち、137ページであります。スマートインターチェンジ広域的検討業務委託料が685万円となっております。この事業につきましては、本市が設置を要望しているスマートインターについて潜在需要の把握や将来需要の推計などを行うものであります。

次に、140ページ、141ページをお願いします。

8款4項1目住宅管理費のうち、141ページの地域住宅支援事業費が5億8,985万9,000円となっております。この事業につきましては、市営住宅ストック活用計画に基づき、今年度に引き続き、東条団地の建設工事費や市営住宅の長寿命化補修を補助事業において実施するものでございます。

次に、146、147ページをお願いします。

10款教育費について、1項2目事務局費のうち、147ページの使用料及び賃借料が3,587万9,000円となっております。これについては、学校教育ICT活用事業として平成19年度、21年度に導入した市内の小・中学校の教育コンピューターの更新をタブレット型のパソコンに変更しながら行うものでございます。

次に、148、149ページをお願いします。

また、1項2目事務局費のうち、149ページに、12、学校施設等整備事業の設計監理委託料2,413万3,000円に市場中学校の体育館の改築事業に係る設計監理業務

1, 960万円が含まれております。

以上、歳入歳出の主なものについての説明させていただきました。

なお、190ページから197ページは、給与費の明細書と債務負担行為に関する調書となっておりますので、ご高覧ください。

次に、最終198ページをお願いします。

地方債の見込みに関する調書でございます。最後の列、当該年度末現在見込み額についての合計額は、224億5,855万2,000円となっております。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号についてであります。一般会計と違う分で、平成27年度特別会計予算書をお願いします。

その一番前でございます。

議案第6号平成27年度阿波市の御所財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,651万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

歳入につきましては、1款財産収入の新年度予算額が301万8,000円、2款繰越金が1,350万円となっており、歳入合計は1,651万9,000円で、前年度に比べて50万円の増額となっております。

なお、財産貸付収入は土地貸付収入となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳出については、1款管理費が411万9,000円、2款事業費が1,040万円、3款予備費が200万円となっており、歳出合計は1,651万9,000円で、前年度に比べて50万円の増額となっております。なお、事業費につきましては、山林の管理事

業やくぬぎ林の造林事業となっております。

以上、議案第5号と議案第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 議長の許可をいただきましたので、市民部所管部の議案第7号から議案第10号について補足説明させていただきます。

初めに、議案第7号についてです。

議案第7号平成27年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ55億2,020万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

歳入について、本年度予算額として、1款国民健康保険税9億1,389万5,000円、3款国庫支出金13億3,102万1,000円、4款療養給付費交付金2億9,311万1,000円、5款前期高齢者交付金9億7,020万円、6款県支出金2億6,459万1,000円、7款共同事業交付金12億6,915万円、9款繰入金4億6,148万4,000円となっており、歳入合計額は55億2,020万7,000円で、前年度に比べて3億8,592万9,000円の増額となっています。

なお、繰入金の内訳ですが、一般会計繰入金4億1,101万3,000円と基金積立金から5,047万1,000円となっています。

次に、8ページをお願いします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款総務費9,734万8,000円、2款保険給付費32億7,236万1,000円、3款後期高齢者支援金等5億6,719万3,000円、6款介護納付金2億6,870万8,000円、7款共同事業拠出金1

2億6,915万4,000円、8款保健事業費3,666万6,000円となっており、歳出合計額は55億2,020万7,000円で、前年度に比べて3億8,592万9,000円の増となっています。

次に、議案第8号について説明させていただきます。

議案第8号平成27年度阿波市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億4,096万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

6ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。主なものについて説明させていただきます。

歳入についてですが、本年度予算額として、1款後期高齢者医療保険料2億6,482万9,000円、4款繰入金1億7,412万9,000円、6款諸収入150万5,000円で、歳入合計額は4億4,096万3,000円となっており、前年度に比べて2,647万3,000円の減額となっています。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、2款後期高齢者医療広域連合納付金4億3,896万円、3款諸支出金150万3,000円で、歳出合計は4億4,096万3,000円となっており、前年度に比べて2,647万3,000円の減額となっています。減額の理由は、前年度の医療費が減少したことにより、広域連合への納付金が減額、それに伴い保険料も減額したものでございます。

次に、議案第9号について説明させていただきます。

議案第9号平成27年度阿波市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,769万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入金の最高額は



1, 000万円と定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

6ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。主なものを説明させていただきます。

歳入についてですが、本年度予算額として、1款分担金200万円、2款使用料及び手数料1,396万2,000円、5款繰入金1億868万5,000円、6款繰越金100万円となっており、歳入合計は1億2,769万円です。前年度に比べ399万2,000円の増額となっています。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、2款事業費4,633万5,000円、3款公債費8,030万3,000円で、歳出合計は1億2,769万円となっています。前年度に比べて399万2,000円の増額となっています。増額の理由としましては、機能強化事業事前調査費として300万円を計上したことによるものでございます。

次に、議案第10号について説明させていただきます。

議案第10号平成27年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ372万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

歳入については、本年度予算額として、1款県支出金163万4,000円。これは、償還推進助成事業補助金です。

2款諸収入が119万5,000円、4款繰入金90万円となっており、歳入合計は372万9,000円で、前年度に比べ22万9,000円の減額となっています。

8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款貸付事業費が253万6,000円、2款公債費が119万3,000円となっており、歳出合計は372万9,000円で、

前年度に比べ22万9,000円の減額となっております。減額の理由といたしましては、償還事務費弁護士業務委託料の減少によるものでございます。

以上、議案第7号から議案第10号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） それでは、議長の許可をいただきましたので、議案第11号について補足説明をさせていただきます。

議案第11号平成27年度阿波市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ43億562万3,000円と定める。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時金の借り入れの最高額は2億円と定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。

歳入の主なものにつきまして、1款介護保険料7億8,032万3,000円、3款国庫支出金11億555万5,000円、4款支払基金交付金11億4,880万1,000円、5款県支出金6億664万5,000円、8款繰入金6億639万円、歳入合計43億562万3,000円であります。

続きまして、8ページ、9ページの歳出をお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、1款総務費1億3,030万4,000円、2款保険給付費40億9,835万円、5款地域支援事業費5,540万3,000円、歳出合計43億562万3,000円であります。本年度の予算につきましては、前年度当初予算に比べまして1億727万8,000円の増額となっております。増額の主な要因としまして、歳入におきましては保険料の改定に伴う増加であり、歳出におきましては要介護認定者の増加による介護サービス給付費の増加によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 大川水道課長。

○水道課長（大川広幸君） 議長の許可をいただきましたので、議案第12号と13号を補足説明させていただきます。

まず、議案第12号でございます。

平成27年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ300万4,000円と定めるものです。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明させていただきます。

歳入予算であります。2款使用料及び手数料142万1,000円、4款繰入金130万円、5款繰越金27万9,000円で、歳入合計300万4,000円で、前年度対比19万9,000円の減です。

次に、歳出予算ですが、8ページ、9ページをお願いいたします。

1款総務費37万9,000円、2款施設費261万5,000円、歳出合計300万4,000円です。

伊沢谷簡易水道事業につきましては、現在給水戸数48戸で、毎年減少しております。施設の老朽化が進み、大規模更新と耐震化が課題となっております。施設でございます。

続きまして、議案第13号平成27年度阿波市水道事業会計予算について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、給水戸数1万4,150戸、年間総給水量466万9,500立方メートル、1日平均給水量1万2,793立方メートルを予定しております。主な建設改良費は、配水、給水管の布設がえ等に、それと土成連絡管の布設がえ工事で2億円の予定です。

第3条、収益的収入及び支出の予算額でございます。収入で、第1款水道事業収益6億7,094万7,000円を予定しております。内訳は、第1項営業収益6億3,812万8,000円、第2項営業外収益3,281万8,000円、第3項特別利益1,000円です。

支出は、第1款水道事業費用6億6,892万4,000円です。内訳につきましては

は、第1項営業費用6億1,717万4,000円、第2項営業外費用4,965万円、特別損失110万円、第4項予備費で100万円でございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出ですが、収入で、第1款資本的収入は3億436万8,000円です。内訳といたしましては、第1項出資金1億5,156万8,000円、第2項工事負担金280万円、第3項企業債1億5,000万円です。

支出は、第1款資本的支出で5億2,750万円の予定です。内訳といたしましては、第1項建設改良費4億2,150万円と第2項企業債償還金1億600万円です。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億2,313万2,000円は、当年度損益勘定留保資金1億9,313万2,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,500万円を補填するものです。

続いて、2ページをお願いいたします。

第5条、負債。債務負担行為をすることができる事項でございます。期間及び限度額は次のとおり定めます。水道事業用コンピューター及びシステムリース料、平成23年5月から平成28年4月までの間で、限度額は2,441万8,000円と、水道料金徴収業務委託料の平成26年1月から平成30年12月までの間で、限度額2億7,602万4,000円です。

第6条、起債の目的です。起債の目的は、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的は、土成連絡管布設工事で、限度額5,000万円と中央監視装置統合事業の1億円です。利率は5%以内で、償還の方法は融通条件によるものです。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用です。

第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員の給与費1億64万6,000円です。

第9条、営業助成のため一般会計からの会計へ補助を受ける金額は1億6,010万2,000円です。

第10条、たな卸資産の購入限度額は1,060万円と定めるものです。

以上、平成27年度伊沢谷簡易水道事業特別会計及び平成27年度阿波市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第14号から議案第18号について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第14号阿波市職員定数条例の一部改正について。

阿波市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

地方公共団体の職員数において、地方自治法第172条第3項に、職員の定数は条例でこれを定めるとされております。本市の平成17年4月1日制定の職員定数条例は、合併時の職員数を基礎に496人とされております。その後の合併後の退職者の職員補充や指定管理者制度などの民間委託、今後のさらなる業務の見直しや効率化による適正な職員数を確保するため、職員定数条例の改正を行うものでございます。改正後の職員定数は、第2次阿波市集中改革プランや類似団体を参考に、399人に改正するものでございます。

第2条で、その内訳は、1、市長の事務部局の職員数321人から、8、教育委員会の事務局及び教育機関の職員55人、計399人となっておりますが、第2項で各事務部局の職員数の必要に応じて399人の範囲内で流用、調整ができるようにしております。

施行日は、平成27年4月1日からであります。

次に、議案第15号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について。

阿波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

平成26年8月7日の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成26年11月26日に公布されたことに伴う給与、手当の改定のための条例の一部改正となっております。改正の内容につきましては、大きく3点でございます。

1点目として、若年層である給与表が1級及び2級の初任給に係る号俸の引き下げはなく、3級以上の級に対して平均2%を引き下げますが、3年間、平成27年度から平成29年度には現給保障を行います。

2点目として、単身赴任手当の改正でございます。現行の基礎現行額を月額「2万3,000円」から「3万円」に、加算の限度額を月額「4万5,000円」から「7万円」にそれぞれ改めるものでございます。

3点目として、管理職員特別勤務手当の運用及び手当額の改正でございます。管理職員が災害への対応、また緊急の必要性があり、週休日また祝日等、午前0時から午前5時ま

での間に勤務した際、勤務1回につき6,000円を超えない範囲で支給するなどを追加したものであります。

施行日は、平成27年4月1日からとなりますが、給与等の調整に関しましては、公布の日からとしております。

次に、議案第16号阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

ただいま説明させていただきました議案第15号と同じく、阿波市企業職員の管理職員特別勤務手当の改正でございます。管理職員が災害への対処、また緊急の必要性があり、週休日また祝日等に午前0時から午前5時までの間に勤務した際、勤務1回につき6,000円を超えない範囲で支給するなどを追加するものでございます。

施行日は、平成27年4月1日からとなります。

次に、議案第17号阿波市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について。

阿波市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令の一部改正が平成25年11月に施行され、早期退職者の募集及び認定の制度が導入されました。内容につきましては、任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集及びその認定を行います。適用としては、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的に、勤続期間が20年以上でかつ対象者は定年から15年を減じた年齢以上ということで、45歳以上を対象といたします。また、職制の改廃、また勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制または勤務公署の属する職員を対象といたします。よって、今までの阿波市勸奨退職実施要項は、平成27年3月31日をもって廃止いたします。

条例の施行日は、平成27年4月1日でございます。

次に、議案第18号阿波市行政手続条例の一部改正についてであります。

阿波市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

国民の権利、利益の保護の充実のための手続を整備することを目的として、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布されたことに伴い、阿波市行政手続条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容として、第33条第2項では、行政指導の方式として、行政指導をする場合には、その根拠となる法令の条項、条項に規定する要件、権限の行使がその要件に適合する理由を示さなければならないとします。第34条の2、行政指導の中止等の求めとして、法律または条例等に基づく行政指導を受けた者は、その行政指導が当該法律または条例等に規定する要件に該当しないと思う場合には、書面で中止等を求めることができることといたします。第34条の3、処分等の求めとして、法律に違反する事実を発見した場合には、市の機関に対しその旨を申し出て、処分または行政指導をすることを求めることができることといたします。

以上、議案第14号から議案第18号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 議長の許可をいただきましたので、議案第19号から議案第27号までについて補足説明をさせていただきます。

今回提出しています健康福祉部関係の条例は、議案第19号から議案第25号については介護保険事業関係の条例であり、介護保険関係の法律改正に伴う条例の整備及び一部改正であります。議案第26号及び議案第27号については子育て支援関係の条例であり、平成26年度末には3カ所の幼保連携施設が整備されるとともに、子ども・子育て関連3法の改正等に伴う条例の制定及び改正であります。

議案第19号をお願いいたします。

議案第19号阿波市介護保険条例の一部を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

この条例につきましては、主な改正点は、第6期介護保険事業計画の策定に基づき、平成27年度から平成29年度の介護保険料の試算に基づき、今後3年間の保険料を改定するとともに、介護保険法の一部改正により、介護予防日常生活総合事業等に関し平成27年4月より事業実施が困難な場合は、条例により事業実施の猶予に関する記載をするものであります。

第2条の保険料の改定につきましては、第1号被保険者は、所得段階区分に応じそれぞ

れ保険料を定めています。条例に掲げる保険料を基準世帯で現行年額「6万3,700円」から平成27年から平成29年の3年間の保険料の年額を「6万9,600円」に改定するものであります。この改定により、第1号に掲げる保険料は「3万4,800円」から第9号に掲げる保険料の年額「11万8,300円」にそれぞれ改定するものであります。

また、附則において、介護予防日常生活総合事業等についての経過措置を設けるものであります。

施行日は、27年4月1日となっております。

議案第20号をお願いいたします。

議案第20号阿波市指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

この条例は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部改正及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されたことにより、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準及び指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関して申請者の法人格の有無に係る基準が市町村が制定する条例に委任されたことに伴う条例の制定であります。内容としましては、第1条、条例制定の趣旨、第2条につきましては、施設の定数、第3条、業者の指定要件を定めるものとなっております。

施行日につきましては、平成27年4月1日です。

議案第21号をお願いいたします。

議案第21号阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

この条例は、介護保険法の一部を改正する省令が平成27年1月に公布されたことにより、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。主な改正点は、小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を29人以下とし、あわせて介護サービスにかかわる利用定員を18人以下とするものであります。条例中の複合型サービスの名称を「小規模多機能型居宅介護」に改めます。また、認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1



または2と規定しているユニット数の標準について、用地確保等が困難である等の事情がある場合は、3ユニットまで差し支えないことを明確化したものであります。また、条例中、それぞれの介護事業における記録文書の保存年限を「2年間」から「5年間」に改定するものであります。

施行日は、平成27年4月1日であります。

議案第22号をお願いいたします。

議案第22号阿波市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

この条例も、議案第21号と同じく、介護保険法の一部を改正する省令が平成27年1月に公布されたことにより、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。主な改正点は、小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を29人以下とし、あわせて介護サービスにかかわる利用定員を18人以下とするものであります。また、先ほどと同じく、認知症対応型介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2と規定しているユニット数の標準について、用地確保が困難である等の事情がある場合は、3ユニットまで差し支えないことを明確化したものであります。また、条例中、それぞれ介護事業における記録文書の保存年限を「2年間」から「5年間」に改正するものであります。

施行日は、27年4月1日です。

議案第23号をお願いいたします。

議案第23号阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

この条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されました。これにより、従来省令により定められていた地域包括支援センターが、包括支援事業を実施するために必要な基準について各市町村の条例で定めることとなったため定める条例であります。主な内容としましては、地域包括支援センターの事業の基本方針、職員の配置、基準等を定める条例であります。国の省令で定めている基準を本条例の基準といたしております。

す。

施行日は、27年4月1日です。

続きまして、議案第24号をお願いいたします。

議案第24号阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

この条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されました。これにより、従来省令により定められていた指定介護予防支援の事業に関する人員及び運営の基準について、各市町村の条例で定めることとなったため定める条例であります。主な内容としましては、指定介護予防支援等の事業の基本方針、職員の配置基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援に関する基準等を定める条例であります。これも、国の省令で定めていた基準を本条例の基準としています。

施行日は、平成27年4月1日であります。

議案第25号をお願いいたします。

議案第25号阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

この条例は、介護保険法の改正により関係条例の条項の繰り下げを行うものであります。

施行日は、27年4月1日であります。

議案第26号をお願いいたします。

議案第26号阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

本市では、平成24年から平成26年にかけて計画した施設整備が完了し、市内3カ所の幼保連携施設ができました。国において、子ども・子育て関連3法の制定に伴い、新たな子ども・子育て支援制度がスタートします。新制度においては、幼保連携型認定こども園の推進をしており、阿波市としまして、現有一条、土成中央、八幡の各幼保連携施設について4月より幼保連携型認定こども園として設置運営することになりましたので、阿波

市立幼保連携型認定こども園の設置条例を制定するものです。主な内容としましては、設置の趣旨、名称及び位置、実施する事業、職員の配置基準、入園資格、施設の運営基準、保育料について定める条例であります。

施行日は、27年4月1日であります。

議案第27号をお願いいたします。

議案第27号子ども・子育て関連3法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

子ども・子育て支援制度に関する幼児期の学校教育、保育の総合的影響や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が施行されます。この法律の改正に伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

第1条としまして、阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正であります。これは、児童福祉法第39条の設置目的の改正により、阿波市立保育所の設置及び管理に関する条例の第1条を改正するものであります。また、保育所の入所資格について、子ども・子育て支援法第9条第1項の各号に関する認定区分を規定することが必要であるための第4条を改正するとともに、子育て支援制度の改正により、保育料が施設給付制度となったのに伴い、第5条を改正するものであります。また、4月より認定こども園として運営する4園について、保育所の設置管理条例から削除するものであります。第2条、第3条については、現行の土成保育所、土成中央幼稚園の施設は、平成27年4月より幼保連携型認定こども園として開園し、認定こども園の設置条例を制定するため、なかよし幼児センター「どなり」の設置管理条例を廃止するとともに、なかよし幼児センター「どなり」の通園・通所バスの使用料に関する条例の一部を改正するものであります。また、第4条につきましては、阿波市立学校設置条例の一部改正であり、これにつきましては、平成27年4月より幼保連携型認定こども園として開園するに伴い、こども園設置条例を制定するため、3施設についての幼稚園の項目を削除するものであります。

施行日は、27年4月1日です。

以上が議案第19号から第27号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 議長の許可をいただきましたので、議案第28号の補足

説明をさせていただきます。

議案第28号阿波市手数料徴収条例の一部改正について。

阿波市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

この条例改正につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が平成26年5月に公布されまして、平成27年5月29日から施行されることによるものでございます。これによりまして、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名等の一部が改正することを受け、今回阿波市手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、阿波市手数料徴収条例第2条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」とあるのを「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は法の施行と同日の平成27年5月27日からといたしております。

以上、ご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 議長の許可をいただきましたので、議案第29号について補足説明をさせていただきます。

議案第29号阿波市災害危険区域に関する条例の制定について。

阿波市災害危険区域に関する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

この条例制定につきましては、吉野川下流域において唯一無堤区間でありました阿波町勝命箇所の築堤工事が平成25年3月より国土交通省直轄事業として進められております。谷島地区につきましては、平成27年3月末竣工予定であり、引き続き伊沢市地区の整備に取りかかる計画となっております。一方、下流側となります県河川の九栗谷川から日開谷川の区間におきましては、築堤等で防御を計画する際に土地の利用規制などを行うことで、地域住民の安全・安心な暮らしを守る区間と位置づけられております。このことから、浸水被害を未然に防ぐことを目的に、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、建築の制限を行う阿波市災害危険区域に関する条例を制定するものでございます。主な内容といたしましては、第1条において建築基準法に基づく建築制限であること、第2条で災害危険区域の指定、第3条で建築の制限内容を定めております。

なお、対象区域につきましては、阿波町勝命地区において堤防計画高水位より低い土地となる5.1ヘクタールを予定しております。

以上、議案第29号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 議長の許可をいただきましたので、議案第30号から議案第33号について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第30号についてです。

議案第30号阿波市立幼稚園保育料徴収条例の全部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートします。阿波市においては、就学前の子どもの教育及び保育の総合的な提供に取り組んでいるところであります。本年4月より阿波市学校給食センターから市立幼稚園への給食提供が始まります。これにより、幼稚園における教育、保育時間の延長や土曜日の保育、一時預かり保育を実施するため、阿波市立幼稚園徴収条例の全部を改正するものであります。その内容といたしまして、第1条に趣旨について定めております。第2条では保育料の額について、第3条で保育料の減免について、第4条で規則への委任について定めております。

施行日は、平成27年4月1日からとしております。

続いて、議案第31号についてです。

議案第31号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

文部科学省中央教育審議会の特別支援教育のあり方に関する特別委員会報告におきまして、現行多くの市町村で用いられている就学指導委員会という名称については、教育相談や就学先決定のみならず、その後も一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会といった名称とすることが適当であるとの見解が示されました。これを受けて、名称変更となります。本条例中の別表「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改めるものであります。

施行日は、平成27年4月1日からとしております。

次に、議案第32号についてであります。

議案第32号阿波市いじめ防止対策推進条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

この議案につきましては、いじめ防止法対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する組織を設置するための条例を制定するものです。その内容といたしましては、第1条で趣旨について定めております。第2条から第8条までは、教育委員会の附属機関として阿波市いじめ問題専門委員会の設置について定めており、所掌事務として委員構成などを規定しております。第9条から第17条までは、市長の附属機関として阿波市いじめ問題調査委員会の設置について定めており、所掌事務、委員構成、調査結果の通知、調査結果に係る意見などを規定しております。

施行日は、平成27年4月1日からとしております。

次に、議案第33号についてであります。

議案第33号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることとなりました。この改正により、関係条例11件の一部を改正及び廃止するものであります。今回の法改正は、教育の政治的中立、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などの抜本的な改革を行うものとなっております。主な改正点として、教育長と教育委員長を一本化し、新教育長を教育委員会の代表として首長が任命権を持つようになったこと、2点目として教育委員会の会議を教育長が招集するようになったこと、3点目として新しく市長と教育委員会により構成する教育総合会議は市長が主催し、教育行政の指針となる大綱の作成のほか、いじめ対策や学校の統廃合なども話し合う場となることなどとなっております。具体的な条例改正につきましては、教育長が一般職から特別職に変更になることに伴い改正するもの、それから総合教育会議に参加することを求められた関係者の実費弁償を定めるもの、それから新教育長が教育委員会の構成員ではありませんが、委員でなくなるため、改正するものとなっております。

施行日は、平成27年4月1日からとなっておりますが、経過措置として、在任中の教育長の任期が満了するまでは現行制度の教育長として在職するものと附則で定めておりま

す。

以上、議案第30号から議案第33号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第34号について補足説明をさせていただきます。

議案第34号あわ北「新市まちづくり計画」の変更について。

市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、あわ北新市まちづくり計画を別紙のとおり変更するものとする。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

現在、本市は、あわ北新市まちづくり計画の期間内であり、重点事業がかなり進捗したものの、今後も継続して事業実施を行う上で合併特例債を活用していく必要がございます。国の法律改正により、合併特例債を活用できる期間が5年間延長されたことを受け、新市まちづくり計画を変更するものでございます。主な改正内容といたしましては、序論で計画期間を平成17年度から平成32年度までの16カ年とします。次に、新市まちづくりの主要施策の中で、安全で安心して暮らせるまちづくりの中での「消防、防災、防犯体制の充実」を「消防、防災、減災、防犯体制の充実」に変更します。次に、暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくりの中で、生活道路の整備の文中に、橋梁の耐震化、延命化を新たに追加いたします。そして、公共的施設の統合整備の中で、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除却を行う旨を文中に入れます。財政計画の計画期間を平成17年度から平成32年度までの16年間といたします。それに伴いまして、平成28年度から平成32年度までの5年間の財政計画を新たに追加いたします。

施行日は、平成27年4月1日となります。

以上、議案第34号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 議長の許可をいただきましたので、議案第35号、36号及び報告第1号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第35号阿波市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり阿波市道路線の認定について議決を求め

るものでございます。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

道路線の認定につきましては、新設改良工事等に伴いまして、新たに市道として管理を行っていく路線についてであります。認定路線につきましては、阿波町2路線、土成町1路線の計3路線であります。

続きまして、次のページの裏面をお願いします。

議案第36号の補足説明をさせていただきます。

議案第36号阿波市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり阿波市道路線の変更について議決を求めるものでございます。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

道路線の変更につきましては、新庁舎周辺などの道路整備に伴いまして、路線の起終点等の変更を行うものでございます。変更路線につきましては、市場町3路線となっております。

以上、議案第35号及び第36号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第1号の債権放棄について、所管部分の補足説明をさせていただきます。

報告第1号債権の放棄について。

阿波市債権管理条例第17条第1項の規定により、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条3項の規定により報告を行うものです。

平成27年3月2日提出、阿波市長。

まず、これまでの経緯を少し説明させていただきます。

去る平成25年3月議会において、議会でご審議をいただき、債権管理条例が制定され、今年度から施行がされています。この条例の目的として、大きく2点ございます。1点目に、市が保有する金銭債権の適正な管理であります。債権の管理につきましては、専門的な知識に基づき、台帳の整備、督促や催告、強制執行、徴収停止など、適正に管理する必要があります。このため、条例と手続マニュアルを作成し、専門的、統一的に管理することで、未収金を減らし、しっかりと債権を回収できるということでございます。市営住宅の家賃の近年の徴収率について見ますと、合併当時の平成18年度の76%から条例制定後の平成27年1月末現在では87%でありまして、本年度末では90%程度となる



見込みでございます。第2点目といたしまして、時効の完成などの理由で徴収が不可能となった古い債権をいつまでも保有するのではなく、整理をしていくことでございます。回収できる債権はしっかりと回収し、回収が不能な債権、つまり落とすべき債権は適切に落とすというのが第2点目の目的であります。平成24年3月の定期監査において、代表監査委員より監査報告として合併前からの回収不可能な債権を大量に保有していることから、時効の完成など、回収が不可能な債権は債権放棄など適切に対応するようご意見をいただいたところであります。債権を放棄する基準は、条例第17条において9つの基準が定められており、消滅時効の完成や債務者が死亡、行方不明などにより徴収の見込みがないときなど、細かく規定されております。今回の債権放棄として報告させていただく債権は、この条例に定める債権放棄の基準、つまり消滅時効が完成していることなどがこの基準に当てはまるについて放棄を行うというものでございます。

建設部におきましては、市営住宅の家賃債権を報告させていただいておりますが、債権の期間としては、合併前の旧町時代からの債権も含め、平成12年度から平成23年度までの債務であり、報告第1号のとおり、住宅使用料、共益費、合計で92件、金額にして2,228万2,200円であり、債権放棄の対象者全てが既に市営住宅から退去しているものであります。放棄理由といたしましては、消滅時効の完成によるものがそのほとんどを占めております。

今後、市営住宅の家賃徴収については、もともと入居者が家を持たない低所得者でありまして、滞納し始めると徴収が難しくなるため、債権管理条例に基づき迅速な家賃債権の回収に努めてまいりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、議案第35号、36号及び報告第1号所管部分について補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 大川水道課長。

○水道課長（大川広幸君） 次に、報告第1号の水道課部分について説明させていただきます。

今回、債権放棄する水道使用料は、合併前の旧町時代からの債権を含め、平成12年から平成24年までの間、市外に転出もしくは給水停止をしているものでございます。件数で353件、2,344万7,000円と伊沢谷簡易水道の2件、11万200円であり、合計2,355万7,020円です。これらの債権につきましては、合併後においても再三にわたり督促状、催告書の発行、電話連絡、訪問等をしてまいりましたが、収納に至ら

なかったものであり、今回報告申し上げている全ての債権において既に2年の消滅時効が完成しているものであります。平成22年度からは、滞納者について給水停止措置や分納相談を行いながら徴収努力をしております。合併直後、平成17年度の現年度分収納率は95.06%でありましたが、平成25年度は96.79%、平成27年1月末現在でございますが、98.18%と、債権条例策定後も収納率は向上しております。今回の債権放棄の対象者につきましては、全て給水停止状態にあり、現在も生活実態が確認できないような状況下にあります。よって、阿波市水道債権管理条例17条1項により、債権放棄をするものです。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 以上で補足説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第41 請願第1号 公共施設等へのLPガス設備の導入に関する請願

○議長（木村松雄君） 次に、日程第41、請願第1号公共施設等へのLPガス設備の導入に関する請願についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願1件は、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、3月10日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時49分 散会